

新旧対照表

【とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 104 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 章 とん税法関係</p> <p>（日本銀行等の国庫金受入取扱時間外のとん税の納付手続）</p> <p>5－5 日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）の国庫金受入取扱時間外には、とん税納付事務を担当する監視部門の分任国税収納官吏がとん税の収納を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 とん税法関係</p> <p>（日本銀行等の国庫金受入取扱時間外のとん税の納付手続）</p> <p>5－5 日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）の国庫金受入取扱時間外には、とん税納付事務を担当する監視部門の分任国税収納官吏がとん税の収納を行うものとする。<u>この場合において、現金納付に代えて証券納付を行おうとするときは、銀行が支払保証をした小切手又は銀行の振出しに係る小切手に限り認める。</u></p>